

医療審議会の諮問事項一覧

| | 諮問事項 | 根 拠 |
|-----|---|--------------------------|
| 1 | 地域医療支援病院の名称承認 | 法第4条第2項 |
| 2 | 地域医療支援病院の名称承認の取消 | 法第29条第6項 |
| 3 | 地域医療支援病院の管理者責務の追加又は変更 | 施行規則第9条の19第3項 |
| 4 | 医療計画に定める基準病床数に達しているか若しくは超えることになると認める場合における公的病院等の開設、病床数の増加若しくは病床の種別の変更の不許可 | 法第7条の2第5項 |
| 5 | 医療計画に定める基準病床数を超過している場合の公的病院等の未稼働病床の削減命令及び公的病院等以外の未稼働病床の削減勧告の適否 | 法第7条の2第5項 法第30条の12第2項 |
| 6 | 医療計画に定める基準病床数に達しているか若しくは超えることになると認める場合における病院等の開設若しくは病床数の増加の不許可 | 法第7条の3第7項、第8項 |
| 7 | 病院等施設の人員の増員又は業務の停止命令の適否 | 施行規則第22条の4の2 |
| 8 | 医療計画に定める基準病床数の「特定の病床等に係る特例」により、病院の開設及び病床数を増加する許可申請の適否 | 平成29年厚生労働省通知医政発0731第4号 |
| 9 | 医療計画の策定又は変更 | 法第30条の4第17項 |
| 10 | 医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合における病院の開設、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは病床数の増加に関する勧告の適否 | 法第30条の11 |
| 11 | 許可を受けないで診療所に療養病床又は一般病床を設置しようとする場合の適否 ※既存病床数の増加を伴わない場合 | 施行規則第1条の14第7項 |
| 12 | 病院の開設、病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置、病床数の増加若しくは病床の変更の許可に際して付した条件に従わない場合の勧告及び措置命令の適否 | 法第27条の2第1項、第2項 |
| 13 | 病床機能報告対象病院等が過剰な病床に転換しようとする場合に転換しないことの措置命令又は要請及び勧告の適否 | 法第30条の15第6項 法第30条の17 |
| 14 | 構想区域ごとの協議の場における協議が調わない場合の病床機能報告対象病院等に対する必要な指示及び勧告の適否 | 法第30条の16第1項 法第30条の17 |
| ※15 | 社会医療法人の認定 | 法第42条の2第2項 |
| ※16 | 医療法人の設立認可 | 法第45条第2項 |
| ※17 | 医療法人の非医師理事長の選出の認可 | 昭和61年厚生省通知健政発第410号 |
| ※18 | 医療法人の解散認可 | 法第55条第7項 |
| ※19 | 医療法人の合併認可 | 法第58条の2第5項、第59条の2 |
| ※20 | 医療法人の分割認可 | 法第60条の3第5項、第61条の3 |
| ※21 | 医療法人の業務の停止命令、又は役員解任の勧告 | 法第64条第3項 |

| | 諮問事項 | 根 拠 |
|-----|---|----------------|
| ※22 | 社会医療法人の認定取消 | 法第64条の2第2項 |
| ※23 | 医療法人の設立認可の取消 | 法第66条第2項 |
| ※24 | 地域医療連携推進法人に係る医療連携推進の認定 | 法第70条の3第2項 |
| ※25 | 地域医療連携推進法人による病院等の開設について、医療連携推進業務の実施に支障のないことの事前の確認 | 法第70条の8第5項 |
| ※26 | 地域医療連携推進法人の解散認可 | 法第70条の15 |
| ※27 | 地域医療連携推進法人の定款変更認可（自ら病院等を開設する場合） | 法第70条の18第2項 |
| ※28 | 地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可 | 法第70条の19第2項 |
| ※29 | 地域医療連携推進法人の業務の停止命令、又は役員解任の勧告 | 法第70条の20 |
| ※30 | 医療連携推進認定の取消 | 法第70条の21第3項 |
| ※31 | 認定都道府県知事に対する意見の申出（認定、認定取消、処分） | 施行令第5条の15の4第4項 |
| 32 | 医療を提供する体制の確保に関する重要事項 | 法第72条第1項 |

※は医療審議会法人部会で審議する。